○須高行政事務組合第２号会計年度任用職員の給与等に関する条例

（令和元年10月25日条例第３号）

改正　令和５年２月28日　条例第９号

令和６年11月１日　条例第２号

（趣旨）

第１条　この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第５項の規定に基づき、第２号会計年度任用職員（同法第22条の２第１項第２号の規定により採用された職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。））の給与等に関し必要な事項を定めるものとする。

（給与等）

第２条　フルタイム会計年度任用職員の給与等に関しては、須坂市第２号会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年須坂市条例第28号）の例による。ただし、同条例第19条の規定にかかわらず退職手当については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第１項の規定により、長野県市町村総合事務組合に事務を委託する。

附　則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和５年２月28日条例第９号抄）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和６年11月１日条例第２号）

この条例は、公布の日から施行する。